

「公認会計士法第13条の2に規定する受験禁止期間に関する  
処分基準（案）」に対するパブリックコメントの概要及びそれ  
に対する公認会計士・監査審査会の考え方

コメントの概要	公認会計士・監査審査会の考え方
<p>受験禁止期間に関する処分基準（案）は、非常に甘いように感じる。</p> <p>会計に関する法規や規準を企業に遵守させるべき立場にある公認会計士になるための試験において、不正行為をするような者には公認会計士となる資格を持ち合わせていないと思う。</p> <p>他の受験者の答案をのぞき見る行為については不正行為をしたことに対する絶対的な立証が困難であり、数年後に受験機会を与えてよいかもしれないが、受験禁止期間が2年、3年に例示されている行為を行った者に関しては永久に受験させるべきではない。</p> <p>制度改革により合格者数が激増しているが、その反面で合格者のレベルが非常に低くなっている。受験段階で問題のある者は完全に排除すべきではないか。</p>	<p>不正の手段によって公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対する受験禁止期間は、公認会計士法第13条の2第2項で3年以内と定められております。</p> <p>今回の処分基準（案）は、法律に定められた受験禁止期間の範囲内で処分基準を具体化・明確化することにより、処分基準の透明性・公平性を高めようとするものです。</p>
<p>公認会計士となろうとする者には特に法の遵守は求められると考える。</p> <p>したがって、処分内容は著しく軽く、少なくとも5年以上の処分は必要と考える。</p>	